

## 教職員の方へ

### 1. 感染予防対策について

#### 【日常の安全対策】

- (1) 不要不急の外出の自粛や行事等極力人混みを避けること
- (2) マスクの着用及び手洗いの励行
- (3) うがいを積極的に実施すること
- (4) 毎朝の検温で発熱を確認すること
- (5) 学内建物に入館した際は、入口にあるアルコールで手指消毒を行うこと

#### 【体調の異変に気づいたら】

- (1) 風邪の症状が出たら、無理せず休んでください。
- (2) 37.5 度以上の熱が出たら出勤はお控えください。また、4 日以上(高齢者は 2 日以上)発熱が続いた場合、居住地の相談センターに連絡してください。

- ① 相模原市：042-769-9237 (8:30~17:15 平日のみ)

新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル 045-285-0536(9:00~21:00 平日及び休日とも)

- ② 町田市：042-724-4238 (9:00~17:00 平日のみ)

- ③ 東京都(特別区・八王子市・町田市) 合同：03-5320-4592 (平日 17:00~翌 9:00、土日祝日 終日)

- ④ 帰国者・接触者相談センター

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyassessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyassessyokusya.html)

- (3) 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合には、本学の「健康管理センター」に、必ず御連絡ください。[kenkou@azabu-u.ac.jp](mailto:kenkou@azabu-u.ac.jp) TEL 042-754-7111 【内線 2329】(平日 9:30~17:00)

### 2. 海外渡航、帰国後の対応

- (1) 政府の対応措置や要請を踏まえ、外務省海外安全ホームページの感染症危険情報が危険レベル 2 (不要不急の渡航はやめてください。) 以上の国・地域への渡航は禁止とします。日本人の入国・受入を禁止している国・地域も同様です。
- (2) 上記以外の国・地域については、不要不急の渡航を自粛してください。
- (3) 海外渡航については、事後ではなく事前の届出(海外出張願, 海外旅行届)をしてください。
- (4) 海外(全ての国・地域)から帰国したら、帰国日から 2 週間は自宅で滞在してください。同居家族等が海外(全ての国・地域)から帰国した場合も同様です。同居家族等の職種がパイロットやキャビンアテンダント等の場合は除外します。公務出張に伴う自宅滞在の期間は、出張の一部とみなします。自宅滞在に対する旅費の支給はありません。
- (5) 海外での入国制限や移動制限等の緊急的な措置が想定されることから、状況の変化に備えた余裕のある渡航計画とし、安全に帰国できるよう自己管理してください。

#### ◆外務省海外安全ホームページ「海外安全情報」

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

#### ◆感染症危険情報

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo\\_009.html#ad-image-0](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_009.html#ad-image-0)

### 3. 注意事項

- (1) 研究者等の受け入れについても中国（香港・マカオを含む）又は危険度レベル2の国からの受け入れは中止してください。
- (2) 研究室活動は、基本的に学生の通学自粛を求めていますので、その前提に立って計画ください。やむを得ず学生の出席を求める場合、学部長・研究科長の判断をあおいでください。

### 4. 休暇の取扱いについて

政府から事業者に対して休暇を取りやすくする環境整備や子を持つ保護者への配慮等について理解と協力が求められていることから、次の場合については、教職員（非常勤教職員を除く。）に対して特別休暇（就業規則第20条第1項第1号、有給扱い）の取扱いとします。この取扱いは、2020年3月2日から当分の間（新型コロナウイルス感染症の収束宣言を想定）とします。

大学教員にあっては学部長，高校教員にあっては校長，事務職員にあっては課長等に事前又は事後に申し出てください。書面等の手続は不要とします。

- (1) 風邪の症状がある場合
- (2) 37.5度以上の発熱がある場合
- (3) 帰国者・接触者相談センターを含む医療機関等から出勤を控えるよう指示，助言等があった場合
- (4) 保育園や学校等が休校となり，家庭で子の世話をする等の必要がある場合
- (5) 本人及び同居家族等が海外（全ての国・地域）から帰国し，帰国日から2週間自宅で滞在する場合。本人の公務出張に伴う自宅滞在の期間は，出張の一部とみなします。
- (6) その他新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から必要と考えられる状況がある場合

【新型コロナウイルスに関する情報についての関連 URL】

◆新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（内閣官房ホームページ）

[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

◆厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

◆厚生労働省ホームページ内新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

◆国立感染症研究所ホームページ

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/9324-2019-ncov.html>

◆文部科学省「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)

【海外渡航に関する情報】

◆外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

◆在中国日本大使館ホームページ

[https://www.cn.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.cn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)